

CONTENTS

目次・編集方針・グループ概要

トップメッセージ

サステナビリティマネジメント

価値創造

環境

社会

人権尊重

ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン

人材育成

従業員の健康と安全

サプライチェーンマネジメント

CSR調達の推進

品質と安全の確保

お客様満足の向上

企業市民活動

ガバナンス

CSR調達の推進

基本的な考え方

ニコンは、グローバル企業として社会からの期待に信頼で応えるため、調達パートナーを含めたサプライチェーンにおける人権・労働環境・安全衛生・環境などの社会課題の解決に、CSR調達活動を通じて積極的に取り組み、サステナブルな社会の実現をめざします。この考えのもと、ニコングループでは、Responsible Business Alliance (RBA) の行動規範に準拠した「ニコンCSR調達基準」を定め、日本語、英語、中国語で公開しています。

また、これらの行動規範や基準と、自社の調達活動が一致するように、調達慣行の定期的な見直しを行っています。

RBAへの加入 ▶ **p.013**

 ▶ ニコンCSR調達基準

遵守要請

ニコンCSR調達基準の遵守は、取引基本契約書に盛り込まれ、すべての調達パートナーとその先の調達先にニコンCSR調達基準に沿った責任ある行動を要請しています。

調達パートナーアセスメント

重点的に取り組む調達パートナーのアセスメントを、2023年度から2025年度、2026年度から2028年度といった、3年に1回の周期で行っています。

ニコングループにとって事業上重要と特定した調達パートナーに対し、ニコンCSR調達基準の実施レベルを確認するため、自己評価によるCSR調査票診断を行っています。CSR調査票は、RBA

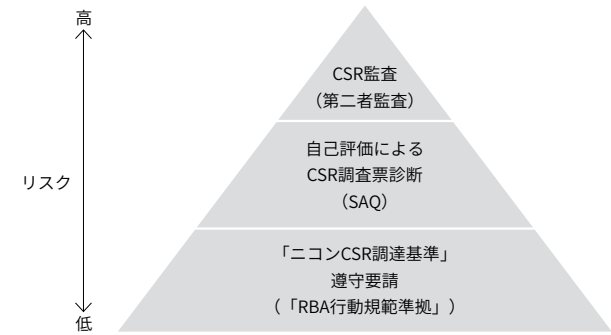
の調査票に基づき、強制労働や児童労働などの人権や人命に関わる項目に独自の重み付けをした評価として実施しています。診断結果が目標基準に至らなかった場合は改善を要請します。

さらに、事業上特に重要な調達パートナー、あるいはリスクが高いと判断した調達パートナーには、CSR監査（第三者監査*）を実施しています。CSR調査票診断やCSR監査で明らかになった課題に対し、改善要請と改善支援を行い、改善対応完了の確認を行います。改善対応完了の確認は、原則、改善要請の次年度に設定しています。

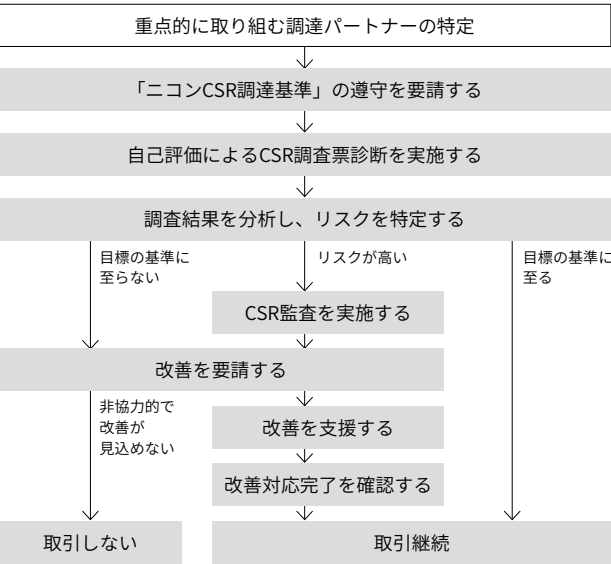
なお、ニコンCSR調達基準に対する重大な違反が確認された場合や、調査や監査の実施に際して十分な協力が得られない、課題に対する改善をまったく行わない調達パートナーに対しては、取引停止・契約解除も含む取引関係の見直しを行う方針としています。また、新たに取引を開始する調達先には必ずCSR 調査票診断を行い、基準に至ることを確認した上で、取引契約を締結します。

* ニコンCSR監査：RBAの監査基準に準拠し、委託コンサルタントが監査を行うもの。

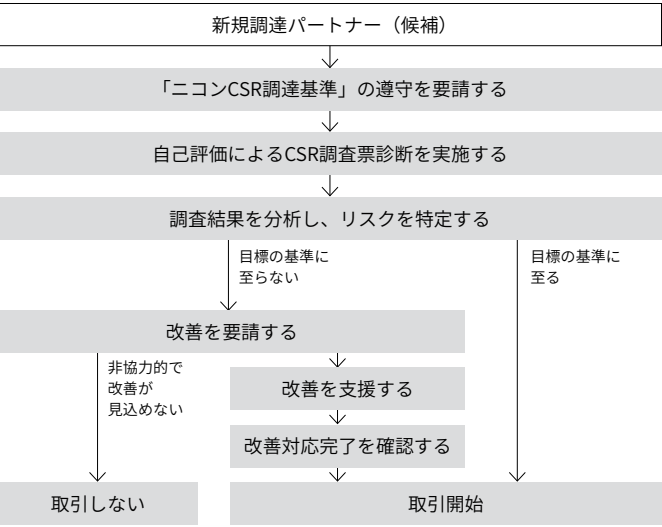
リスクに応じた調達パートナーアセスメント



● 重点的に取り組む調達パートナーのアセスメントフロー図



● 新規調達パートナーのアセスメントフロー図



指摘事項	改善内容
長時間労働	就業規則の改定、システム化による労働時間管理強化、管理者の設定
週一日の休暇の不足	就業規則の改定、改訂版就業規則の社内周知
法令更新の社内文書化ならびに社内周知の未実施	法令更新の社内文書化実施、管理体制の強化、社内周知
救急箱設置箇所・耐用期限の不備	救急箱の新規設置、期限切れ薬品の差し替え、定期的な点検ルールの策定
生産工場内一部のPPE（ゴーグル、耳栓など）保管方法の不備	PPEの保管方法の改善、定期的な点検ルールの策定

CONTENTS

目次・編集方針・グループ概要

トップメッセージ

サステナビリティマネジメント

価値創造

環境

社会

人権尊重

ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン

人材育成

従業員の健康と安全

サプライチェーンマネジメント

CSR調達の推進

品質と安全の確保

お客様満足の向上

企業市民活動

ガバナンス

● アセスメント実績

				2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
CSR 調査票診断	一次調達先	既存調達パートナー	重点的に取り組む調達パートナー (定期アセスメント)	-	-	247	-	-
			M&Aなどで新たに特定された 重点的に取り組む調達パートナー	-	-	-	15	4
		新規調達パートナー		15	6	20	3	14
	一次調達先以外の調達先(二次以降、キーパートナーを含む)		43	11	30	7	1	
	合計		58	17	297	25	19◆	
CSR 調査票診断結果による改善要請				13	-	20	1	-
CSR 監査による改善要請				-	2	3	3	4
改善完了*				26	-	3	23	3

＊ 改善完了は改善要請の翌年度になる場合があります。
◆:データ集において、第三者保証を受けている数値。

責任ある鉱物調達への対応

基本的な考え方

ニコンの製品に含まれる鉱物の中には、その採掘過程において児童労働や強制労働などの人権侵害、環境破壊、紛争、社会不正の源となるリスクが懸念されるものがあります。ニコングループでは、「責任ある鉱物調達方針」を定め、これら鉱物資源について責任ある調達を行っています。本方針の遵守は、取引基本契約書に盛り込まれ、すべての調達パートナーとその先の調達先に本方針に沿った責任ある行動を要請しています。



▶ 責任ある鉱物調達方針

高リスク鉱物への対応

スズ、タンタル、タングステン、金、コバルトは、高リスク鉱物として、さまざまな国や地域からグローバルなサプライチェーンに流通しています。ニコンは、調達パートナーの協力のもと、サプライチェーンの透明性を向上させ、リスクを低減する取り組みを継続的に実施しています。

5鉱物(スズ、タンタル、タングステン、金、コバルト)の使用状況調査と結果

- 5鉱物の使用状況に関するニコングループ全体の調査は、以下のように実施しています。
- ニコングループ各事業部門において、調査対象年に製造または製造委託した製品について、調査対象製品を特定
 - 調査対象製品を取り扱う調達パートナーに対して、鉱物の原産

国および製錬所の調査を要請（業界標準であるResponsible Minerals Initiative：RMIの紛争鉱物回答テンプレート（CMRT/EMRT）を活用）

3. 調達パートナーより回収した製錬所情報とRMIの製錬所リストを照らし合わせ精査

2026年の責任ある鉱物調達報告のために、2025年に実施した調査の結果、製品に含まれる5鉱物の原産国すべてを特定することはできなかったものの、調達パートナーから報告があったものについては、紛争に加担しているとみなされるような鉱物は確認されませんでした。

● スズ、タンタル、タングステン、金

586社の調達パートナーに対してCMRTを使用した調査を実施。調査で特定された360カ所の製錬所のうち、226カ所がRMAP（Responsible Minerals Assurance Process）に準拠*していることを確認。

● コバルト

66社の調達パートナーに対してEMRTを使用した調査を実施。調査で特定された104カ所の製錬所のうち、65カ所がRMAPに準拠*していることを確認。

＊ 準拠しているとするのはアセスメント進行中の製錬所も含む。

リスク低減に向けた取り組み

ニコンは、調達パートナーに対して、紛争鉱物方針の制定、実施計画の作成を要請し、RMAPに準拠した製錬所からの調達を促しています。また、自社の調査で特定したRMAPに準拠しない製錬所に対して認証取得に向けた働きかけを行っています。

CONTENTS

目次・編集方針・グループ概要

トップメッセージ

サステナビリティマネジメント

価値創造

環境

社会

人権尊重

ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン

人材育成

従業員の健康と安全

サプライチェーンマネジメント

CSR調達の推進

品質と安全の確保

お客様満足の上

企業市民活動

ガバナンス

責任ある鉱物調達の推進

ニコンは、2013年より電子情報技術産業協会（JEITA）「責任ある鉱物調達検討会」に参画し、業界連携によるサプライチェーンへの啓発活動や調査効率の向上に取り組んでいます。

具体的なJEITAの活動としては、国内外の業界団体と連携したセミナー開催や調査説明会の実施、製錬・精錬所情報の精査などを行っており、2025年度のJEITA主催説明会には約1,400社、計3,049名の実務担当者が出席しました。

JEITAのワーキンググループにも積極的に参加し、他の会員企業とともに製錬所が責任ある鉱物保証プロセス（RMAP）に参加するよう継続的な働きかけを行っています。

また、ニコンは2014年より鉱物リスクの問題解決に注力する国際的なプログラムである責任ある鉱物イニシアチブ（RMI）にも加入しています。RMIを通じて、グローバルな視点から責任ある鉱物調達の取り組みを強化し、国際的な枠組みの中で問題解決に貢献しています。



- ▶ 「責任ある鉱物調達説明会2025」開催レポート
- ▶ 責任ある鉱物調達報告書2026（2025年調査結果）[英文]
- ▶ 2025年調査によるRMAP適合製錬所リスト（2026年1月31日時点）[英文]

グリーン調達

基本的な考え方

EUのRoHS指令^{*1}やREACH規則^{*2}をはじめ、EU以外の国々でも同様の環境規制が広がり、国内においても同様の法規制が整備されています。また、世界的にCO₂削減等に向けた取り組

みが急速に拡大しています。

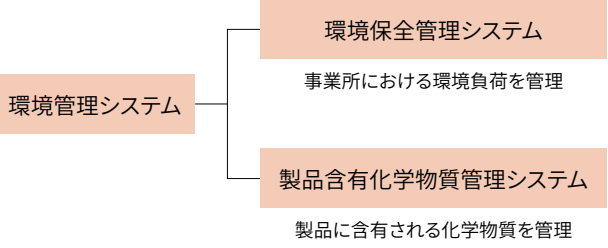
ニコングループではかねてより、このような社会動向の背景にある社会課題を認識し、「ニコングリーン調達基本方針」を掲げ、お客様の期待に応える製品の継続的な提供と、より良い社会・地球環境づくり、企業の持続的な発展の実現をめざして、誠実で公正な資材調達を行っています。これに基づき、「ニコングリーン調達基準」を制定し、環境に与える影響を考慮しているものを優先的に調達し、環境保全に積極的に取り組んでいることを、調達パートナーとの取引条件としています。

具体的には、調達パートナーに対し、「ニコングリーン調達基準」の遵守を要請し、環境管理システム（環境保全管理システムと製品含有化学物質管理システム）の構築と適切な運用を求めています。さらに、この基準の別冊「対象化学物質リスト」で、製品への含有および製造工程での使用における禁止化学物質と管理化学物質を定めて、調達パートナーに対して遵守と、chemSHERPA^{*3}などによるデータ提出を求めています。

なお、この基準と対象化学物質リストは、EU RoHS指令やREACH規則をはじめとした国内外の法規制における規制物質だけでなく、独自の規制物質も含めて管理基準を定めており、定期的に見直しや更新を実施しています。また、毎年実施されるサステナブル調達説明会の中で、調達パートナーに対して最新の法規制を反映した対象化学物質リストの見直しや更新の内容について説明を実施しています。

^{*1} EU RoHS指令 (Restriction of Hazardous Substances) : 電気・電子機器における特定有害物質の使用の制限に関する指令の略称。
^{*2} REACH 規則: EU で2007年に発効した化学物質規制。REACH は、Registration (登録)、Evaluation (評価)、Authorisation (認可) and Restriction (制限) of Chemicals (化学物質) の頭文字による略称。化学物質を製造・輸入する企業は安全性や用途に関する情報を登録することを義務付けられている。
^{*3} chemSHERPA: サプライチェーンにおける製品含有化学物質情報の伝達を行うための共通スキーム。

● 環境管理システム



環境管理システム調査とアセスメント

ニコングループでは、使用される材料、部品、および工程にて発生する含有化学物質のリスクに応じ、対象調達パートナーごとに3年周期で「環境管理システム調査」を実施するとともに、環境管理システムの構築および管理状況の確認のため、「環境管理システムアセスメント」を実施しています。

「環境管理システムアセスメント」では、禁止化学物質の含有リスクが高いと判断した調達パートナーに対し、第三者認証マネジメントシステムの取得状況も含め、環境保全体制（EMS）と製品含有化学物質管理体制（CMS）を確認しています。アセスメント過程で「環境管理システム」に不適合があった場合は、改善を要請し、改善後の状況を確認した上で、アセスメントを完了しています。また、アセスメントの結果、システムの基準を満たしていると判断した調達パートナーを「ニコン環境パートナー」として認定し、システムの維持管理を継続的に確認しています。

企業規模が小さくシステム構築が困難な調達パートナーに対しては、化学物質情報の伝達や管理の確認を目的とした簡易的な環境管理システムアセスメントを実施しており、その対象は商社にも拡大しています。なお、簡易的な環境管理アセスメントは、製品に含まれる化学物質の管理に問題がないことを確認

CONTENTS

目次・編集方針・グループ概要

トップメッセージ

サステナビリティマネジメント

価値創造

環境

社会

- 人権尊重
- ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン
- 人材育成
- 従業員の健康と安全
- サプライチェーンマネジメント

CSR調達の推進

- 品質と安全の確保
- お客様満足の向上
- 企業市民活動

ガバナンス

するものであり、「ニコン環境パートナー」としての認定は行っていません。

また、次回周期(2026年度～2028年度)の「環境管理システムアセスメント」は、2025年度に実施した最新の取引品目に基づく環境リスク調査の結果を踏まえた上で、対象となる調達パートナーを選定して実施します。

このほか、調達パートナーに対して製品に含有される化学物質の管理が有効に機能していることを確認するために、chemSHERPAの提出を求めています。

教育と浸透

ニコングループでは、調達パートナーに対するアセスメント品質の維持および向上のため、環境管理システムアセッサの養成に取り組んでいます。

具体的には、ニコンの事業部門および国内外のグループ会社を選任したアセスメントの担当者に対して教育と試験を実施し、合格者を環境管理システムアセッサとして認定しています。環境システムアセスメントは、この認定されたアセッサが主体となって実施しています。

2025年度は、新たに34名をアセッサに認定し、ニコングループのアセッサは269名^{*1}となりました。

*1 2026年3月31日現在

アセスメント実施結果

調達パートナーに対して「ニコングリーン調達基準」の遵守要請およびアセスメントを行いました。

2025年度は、調達パートナー9社を対象にアセスメントを実施しました。その結果9社^{*2}が新たに環境パートナーと認定され

ました。

また、調達パートナー167社を対象に、更新アセスメントを実施し、新規認定と合わせて認定総数が461社^{*2}となりました。

なお、認定されなかった15社^{*2}については改善要請を行いました。

*2 2026年3月31日現在

● 環境パートナー認定の実績 (2026年3月31日現在)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
アセスメント数	149	180	167	168	167
パートナー新規認定数	36	31	15	23	9
パートナー認定総数	453	456	456	461	461

※ 取引中止、廃業などによる減少数を反映した値